

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本鯨類研究所（以下「この法人」という。）定款第19条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、理事長以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第89条、第105条、第196条で定める報酬、賞与その他職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行上に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊料を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長の報酬の額は、別表の範囲内とする。
- 3 非常勤理事が、理事会及び評議員会等に出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり20,000円を報酬として支給する。(但し、共同船舶(株)及び日本捕鯨協会に属する者を除く。)
- 4 非常勤監事が、理事会及び評議員会に出席並びに監事監査の実施、その他職務に従事した場合は、1日当たり20,000円を報酬として支給する。
- 5 評議員が、評議員会等に出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり20,000円を報酬として支給する。
- 6 役員及び評議員には賞与は支給しない。
- 7 常勤役員が役員として円滑に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任したときは、評議員会の承認を得て、「役員退職手当規程」に基づき退職手当を支給する。
- 8 非常勤役員、非常勤監事及び評議員には退職手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給日及び支給方法等は、職員給与規程に準ずる。

- 2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員に対する報酬等は、理事会及び評議員会等への出席等の都度支給する。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程

に準ずる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第89条、第105条、第196条で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、一般財団法人の設立登記の日（平成25年10月1日）から施行する。
2. この規程の施行により、平成14年6月19日制定「財団法人日本鯨類研究所役員給与規程」は廃止する。

附則

(改正の実施時期)

この改正は、平成26年9月29日から実施する。

(別表)

理事長の報酬

1. 理事長の報酬は、次に掲げる額以内とする。

役 職	俸給年額
理事長	12,420 千円

2. 俸給は、俸給年額を12等分した額を毎月支給する。